

発刊によせて

「琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター史」発刊によせて

平成9年、滋賀県、独立行政法人水資源機構関西支社、財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構、国土交通省近畿地方整備局の4者により、水質浄化技術の研究・開発を主な目的として、「琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター（Biyoセンター）」を琵琶湖沿岸の草津市に設立しました。

近年の琵琶湖・淀川流域の水質の状況は、地球温暖化による水質の変化や難分解性有機物の問題等新しい課題を抱えつつも、琵琶湖の赤潮発生や淀川流域のBODは一定改善されてきています。

Biyoセンターはこれまで、水質浄化技術の研究・開発に係る59の実験や、研究者間の連携、見学会や自然観察会などの広報・啓発により延べ16,000人に上る来訪者を受け入れるなど流域の水環境改善・保全に寄与してきましたが、研究成果の蓄積や啓発活動等琵琶湖・淀川流域の水質改善に一定の役割を果たしたものとして、この度廃止の運びとなりました。

この琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター史は、14年間培われてきました実験の成果をとりまとめたもので、琵琶湖・淀川流域の水質浄化技術の記録として後世に残し、今後の水質浄化や河川技術に携わる方々の参考になれば幸いと存じます。

最後に、本施設を共同で運営をしてきました、関係者の皆様、さらには、実験等にご協力いただいた、民間企業、大学関係者、NPO等ご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げますとともに、琵琶湖・淀川流域のさらなる水質・環境改善に向けて関係自治体等と連携しつつ今後ますます努力して参りたいと存じます。

国土交通省 近畿地方整備局長

上総 周平

発刊によせて

「琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター史発刊によせて」

琵琶湖の水質保全に対する取り組みが全国的に注目を集めたのは今から 30 年ほど前です。1977 年 5 月、琵琶湖に初めて淡水赤潮が大発生しました。これをきっかけとして、琵琶湖の水質を守るため、県民が主体となって、原因の一つであるリンを含む合成洗剤の使用をやめ、粉石けんを使おうという運動、いわゆる「石けん運動」が展開されました。運動の成果として、1980 年 7 月、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」、通称「琵琶湖条例」が施行されました。自らの地域のことを自らで決める、今で言う、地域主権改革のモデルとも言える政策です。

「琵琶湖条例」施行 30 周年を迎えた今、琵琶湖の価値を本気で子や孫たちに引き継いでいくためには、その本来の姿をもう一度見つめ直し、今を生きる私たちは何をすべきなのか、真剣に考え、行動することが求められています。琵琶湖・淀川流域政策においては、対症療法的な対策に止まることなく、抜本的な政策が必要です。

そのためには、次の 2 つの視点が重要です。

1 つは、府県を越えた地域間の連携の視点です。府県域を越えて、上下流が一体となって課題を共有し、連携を深め、これまでのように、国に「おんぶにだっこ」ではない、「地域のことは地域で決める」流域政策のあり方を考え、実行していく必要があります。

もう 1 つは、分野間の統合の視点です。河川は、水が流れる河川の内側だけでなく、周囲の流域と一体的に管理することが必要です。そのためには、流域のニーズを反映しつつ、治水、利水、環境、文化、水源地域を含む地域振興など、流域に関わる幅広い分野にわたって、統合的に管理することが必要です。

「人の暮らしに近い琵琶湖」、「多様な生き物でにぎわう琵琶湖」、そして「水を直接、手ですくって飲めるほど美しい琵琶湖」。私が思い描く琵琶湖の理想の姿です。

琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターは設置以来 14 年間にわたり、全国的にも珍しい、実際の河川を想定した大規模な実験施設により得られた知見により、琵琶湖・淀川の水質改善に多大な貢献をするとともに、市民や子どもたちの環境学習の場としても大きな成果をあげてきました。

「琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター史」は、これまでの 14 年間の取り組み成果の確かな足跡として取りまとめられたものです。琵琶湖・淀川流域の関係機関はもとより、全国の湖沼や水域の水質保全に関わる人たちにとっても大いに役立つものと確信しています。

センター運営に携わられた皆さまや、本史の取りまとめに尽力された皆さまに心から感謝を申し上げ、発刊に寄せる言葉といたします。

滋賀県知事

嘉田 由紀子

発刊によせて

「琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター史発刊にあたり」

独立行政法人水資源機構は、琵琶湖・淀川流域の人々の豊かで安全な暮らしを支えるために、国や関係府県と共に「琵琶湖総合開発事業」の一環として治水・利水・環境保全を中心とした「琵琶湖開発事業」を、昭和48年3月に前身の水資源開発公団が当時の建設省から事業を継承し20年の歳月をかけて完了させました。その後平成4年4月に琵琶湖開発施設の管理を開始し、本年は、管理開始から20年目の節目となります。

琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターは、琵琶湖・淀川流域の水に関係する行政機関、大学、企業と住民とが一体となって流域の水質改善のための水質浄化技術の開発・研究の他、水環境についての広報・啓発を行う場とすることを目的に、平成9年7月にオープンしたものです。この間、12種類の実験施設で14年間にわたり合計50を超える各種の実験等を行い、水質・底質改善、水辺環境やヨシ植栽など多方面にわたって数多くの技術成果を得ています。

中でも、水資源機構としては、以下の3つの実験等が、施設管理において特に有益でした。1つ目として、琵琶湖湖岸において各種工法でヨシ植栽を実施することにより、植栽工法や消波施設の有無によるヨシの生育状態や地盤の安定度等の差異について成果が得られました。2つ目として、上記の成果を踏まえて、植栽後十数年経過したヨシ帯の消波施設を撤去した後、ヨシ帯の成育状況や地盤の浸食状況、外来種の変化を追跡調査することにより、ヨシ帯の再生方法について成果が得られました。3つ目として、琵琶湖開発施設の維持管理において毎年発生する浚渫土のヨシ帯造成基盤材料としての適用性を試験することにより、浚渫土の有効活用について成果を得ることができました。これらの実験等に多大な助力を頂きました財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構に本誌面をお借りして感謝申し上げます。

水資源機構では、琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターにて得られた貴重な実験等の成果を、湖岸環境の保全と再生に関連する方々と広く共有し、今後も関係する皆様と連携しながら知見をさらに深めて行きたいと考えています。また、流域共同体の一員として琵琶湖のありのままの姿や本物情報を発信・共有するとともに、琵琶湖・淀川流域の人々に水とともに安全と心の安らぎを提供してまいります。

独立行政法人 水資源機構 関西支社長

原 稔 明

発刊によせて

「琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター史発刊によせて」

琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターは、淀川流域の水関係機関と住民とが一体となって、琵琶湖・淀川流域の水質を改善していくために、水質浄化に関する技術的な知見の獲得、そして一般市民に対する水環境保全の教育の場となることを目的として、国土交通省、滋賀県、水資源機構および本琵琶湖・淀川水質保全機構が共同で平成6年度から8年度にかけて整備し、本格的な実験を開始するにあたって、平成9年7月31日(木)に完工式を挙げました。

以来、14年が経過し、「水質浄化技術の研究・開発」分野では、59の実験や調査が行われ、得られた知見を応用した10の実施設があり、その成果等は、全国の実際の河川や湖沼の水質汚濁対策として活かされてきました。「各行政機関や各分野の研究者の連携」分野では、5回の研究成果等を紹介する発表会を開催し、1,500人余りの参加者があり、連携を深めました。また、「水環境についての広報、啓発」分野では、約16,000人余りの見学者があり、官公庁、民間企業および市民等が訪れています。なかでも、2,000人以上の方が外国から来られ、全体に占める比率が増加傾向にありました。本実験センターがJICA研修の見学コースに入り、国際貢献に繋がってきたと考えております。

わが国の水質環境基準をはじめとした様々な水環境保全のための施策は、何らかの科学的、技術的知見に基づき決定されておりますが、すべての環境現象や環境動態がすべて解明されているわけでもなく、定量的な評価がなされているものではありませんが、本実験センターにおいて得られた情報や知見について、水環境を保全し、問題となっている事象に対して改善や修復に対して、わずかでも寄与してきたのではないかと感じております。

今まさに、国民の水利用が多様化しております。また、閉鎖性水域における環境基準は未だ全てが達成されていない状況です。さらに、生態系は複雑で絶えず変化しており、新たな微量有害物質による健康リスクも懸念される等将来を予測することが難しい多くの課題が残されております。

本実験センターでの14年間の成果が、今後とも水環境改善への一里塚となるように祈念をしています。

最後になりましたが、共同設置者である国土交通省、滋賀県および独立行政法人水資源機構に対しまして感謝申し上げます。

財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構 理事長

森 詳介